

給特法って何?! ①

正確には…

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略称。

どんな内容なの?

教員の勤務態様の特殊性をふまえて、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、**給与月額**の4%に相当する「**教職調整額**」を支給することを定めた法律。

何で4%なの?

この法律ができたのは、1971年。法律が成立した当時の**平均残業時間**が、何と**月8時間**だったことから、4%が妥当とされたのです。

残業をさせてはいけないのです!

給特法には、限定された場合以外「正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として**時間外勤務を命じないものとする**こと」と、明記されています。

限定された場合とは?

いわゆる「超勤4項目」

- ① 生徒の実習
- ② 学校行事
- ③ 職員会議
- ④ 非常災害、児童生徒の指導に

関し緊急の措置を必要とする場合



実態に合う給特法に改定された?!

秋の臨時国会で、この「給特法の一部を改正する法律案」が可決されました。

今、教職員の長時間過密労働は深刻な問題です。

さて、そんな実態が解消されるように給特法は改正されたのでしょうか……。 (どう改定されたかは次号で。)